

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 平成31年3月8日(金)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階601会議室
- 3 事 件
議案第20号 三次市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例(案)
議案第25号 三次市公共施設の整理のための関係条例の整理に関する条例(案)
議案第26号 三次市土地開発基金条例の一部を改正する条例(案)
議案第27号 三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例(案)
- 4 出席委員 杉原利明, 鈴木深由希, 大森俊和, 岡田美津子, 澤井信秀, 山村恵美子,
藤井憲一郎
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【財務部】部谷財務部長, 細美財政課長, 杉原財産管理課長, 行政農政課長, 富野井健康推進課長
伊藤契約係長, 信佐用地地籍係長, 渡部財産管理係長, 原農林振興係長,
脇坂健康企画係長

7 議 事

午前9時56分 開会

○杉原委員長 それでは、定刻より早いですけれども、総務常任委員会を再開したいというふうに思います。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、委員会は成立しております。

この際、御報告いたします。本日の委員会に大森委員から遅参する旨連絡がありましたので、御報告いたします。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

本日の予定ですけれども、これから、きのうのように下の中央玄関のほうへ移動していただきまして、吉舎のほうへ2カ所、養魚施設ということで海田原と矢野地のほうへ吉舎養魚センターというのがあるそうなので、そちらのほうを現地視察に行ってから、戻ってまいりまして、財務部の審査を4件やっていくという流れになりますので、御協力をお願いいたします。

午前9時57分 休憩

午後1時00分 再開

○杉原委員長 総務常任委員会を再開いたします。

きのう、今日と議案25号に関する現地視察を終えて、これから財務部の所管する議案の審査を行わせていただきます。

多くの皆様に来ていただいとるんで、議案第25号から先に審査を行ってまいりたいと思いますので、議案第25号、三次市公共施設の整理のための関係条例の整理に関する条例（案）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

部谷財務部長。

○部谷財務部長 それでは、議案第25号につきまして、財務部のほうから説明をさせていただきます。関係部署が3部署ありますので、それぞれ各担当のほうで説明させていただきます。

今回この条例は、作木の高丸共同利用施設、これは梨の集荷をしている施設なんですけれども、これは譲渡に向けて今話を進めておりますので、今回の条例を落とさせていただくというものであります。それ以外のものにつきまして、7つの施設につきまして、今回条例のほうから落とさせていただいて、譲渡なり廃止なりをする予定のものでございます。

次に、三次市自然休養施設設置及び管理条例の一部ということで、議案の2ページ目になるんですけれども、作木常清滝キャンプ場、これは支所のすぐ裏側に滝があるんですけれども、公園になっておりまして、その一部がキャンプ場として設置管理条例にあります。これは何年前かに川を渡る橋とかあずまやとか木製だったもんですから腐食して危険な状態にありましたので、キャンプ場へ渡る橋以外は擬木に全部やりかえたんですけれども、キャンプ場のほうが利用が少ないということと危険な状態ということもありまして、橋を直さずにおりました。そういうことで今回、キャンプ場をやめて廃止させていただこうということをお願いするものであります。

それから第3条、こちらは個別に設置管理条例がありまして、5つの施設について順次説明させていただきます。

三次市介護予防等拠点施設設置及び管理条例でありますけれども、これは君田町茂田の地区にある集会所なんですけれども、実態がないということが判明しましたので、今回条例から削除させていただこうとするものでございます。

次の三次市歯科診療所設置及び管理条例、すいません、ここは2つあります。君田と作木の歯科診療所ございまして、数年前から診療していなかったんですけれども、今後再開の可能性もないということで、条例のほうから落とさせていただこうとするものでございます。

次の三次市ブロイラー生産施設設置及び管理条例でございます。これは現地のほうへ委員の皆さんが行っていただく予定だったんですけれども、そういうこともあって何日か前に現地のほうへ行きましたら、不法投棄が結構してあるということもありまして、産廃は広島県の管轄なので、県のほうへ行ったり警察のほうへ相談したりということもありまして、現在鍵をかけたりしとるもんですから、今回行ってもらうことができなかったんですけれども、そういうことで吉舎と三次の境目にある、敷地は旧三次のほうが大きいんですけれども、吉舎の施設ということでございました。

次の三次市鴨等飼育施設設置及び管理条例、これは現地のほうへ確認いただいたと思うんですけれども、君田町にあります森の泉の手前の川向うにある鴨の養殖をしていた施設でありまして、これにつきましても現在利用されていないということで条例から落とそうとするものであります。

次の三次市養魚センター設置及び管理条例、これにつきましては、吉舎町にありますスッポンの

養殖施設につきまして、合併後も養殖をして、一部はしていただいていたんですけども、今現在は使われていないということもありまして、今回条例から落とさせてもらおうとするものであります。

5施設と言いましたが、診療所が2つありますので6施設であります。失礼しました。

なぜこの時期に条例の廃止をお願いするかというところの説明なんですけど、3番、4番、5番、ブロイラー、鴨、スッポンの関係につきましては、公共施設等の適正化に関する法がございまして、この3月でその期限に達するというところもありまして、今回3つの施設についてお願いしようとするものであります。

概略については私のほうから説明は以上とさせていただきます。個別の施設の関係につきましては、御質問がありましたら担当のほうで答えさせていただければと思います。

以上でございます。

○杉原委員長 それでは、議案第25号に対する質疑を願います。

大森委員。

○大森委員 君田の鴨の養殖場、現地の見学に行かせてもろうたんですが、施設そのものはまだ何とかすれば何とかかなりそうなようしっかりしたものが入っていますね。あれどうなんですか。別に何かいい手だてというものはないもんですかね。ただ閉鎖するだけじゃなくて、200万でも500万でも市のほうで金があるような方策いうものはないもんですかね。見させてもろうたら、鉄骨の、また上の解体しよるような施設もまだそんなに朽ちていない。そこらで何か検討されたことがありやあ聞かせていただきたい。

○杉原委員長 部谷財務部長。

○部谷財務部長 細かい点はまた担当部署から説明しますが、合併してから2年は鴨を養殖されていて、レストラン等に人気があって、よく売っていたらしいんですけども、鳥インフルエンザがそのころはやって、そういうこともあってやむなくずっと休止されているんですけども、以降はシイタケとかやられたりとかいうこともあったんですけど、ただ、今回この国の補助としては設置管理条例もあって、公に公募するというのは難しいようなことがあったもんですから、今回条例、15日だったか、法が切れるので、次に当たってはすぐ解体ということでなくて、そういった利活用も検討してみればというふうに私は思います。ただ、底地が民地なもんですから、市の借りていた分ですから、そこら辺の地権者の関係も必要なんですけど、そういう検討はしていきたいというふうに私は考えています。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 部長は、私も考えがあると。具体的に課長のほうは。

○杉原委員長 行政農政課長。

○行政農政課長 今後の方針というところでの質問であるというふうに思いますが、今後の方針については、平成28年3月に策定された公共施設等総合管理計画に基づいた産業系の施設の基本的方針に基づき処理をされるようにというふうになろうかと考えています。それによりますと、まず1番は、既存の施設の受益者が限定的な施設については譲渡を進める方針、それから経営的視点を持

って利用状況や代替機能の有無、指定管理の方法等を検証し、施設の長期的なあり方を検討する、これが2番目。この施設については指定管理でなくて直営ということになっております。それから3番目には、類似する施設が近隣にある場合は、地域の実情等を考慮しつつ、集約化を検討すると。4番目に農林水産物等の販売施設においては、民間による運営も検討し、施設サービスの向上を図るということですが、販売施設でもないということです。今後についての予定は今のところはこうなっておりますが、委員がおっしゃるとおり、いろんな面について考慮して検討していきたいというふうに考えています。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 具体的に議論しとらんということですね。規則じゃ法令じゃいうのを立てるということは何もしとらんということですね。やっぱりそこらのところの意識が、行政マンなんだから法令を守るのは当然のことやし規則も守らにゃいけんが、さっき言うたように、ただの1円でも三次市に入るぐらいの気持ちを持たないと、財政というのは使えば使うほど出ていく。ためればためるほどたまっていく。簡単な原理なんです。あれを見たときに、これまだ使えるじゃないかという発想は何でみんな浮かばないのかな。だから、よく言われる塩漬けの土地とか、そういうのが出てくるんです。これを生かしてどうするかとかいうふうに知恵が回らんと。私はあの施設を見たときに、確かに外観的にはプラスチック部分は飛んでという部分もあるけど、骨組みはちゃんとしとるんですから、これは当然使えるもんだと思うた。だから、今入つとる君田のイチゴ会社と同じように、例えば周りの民地の整理をしながら、アスファルトで道路を整備するような手間がかかるかもわからんけど、それが欲しい人にとっては私はええもんだと思う。そこらの協議をしとらんのじゃけ、その話はの。聞かせてほしいのは、この委員会でもうだめにしましょう言うたら、だめでしょう。

○杉原委員長 部谷財務部長。

○部谷財務部長 この管理計画はそのあたりについてしておりますので、利活用していただくのが一番いいわけですので、各部署ともよくよく協議をしながら、何らかの形で活用できるように努力をいたします。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 切って捨てるのはすぐできますから、何とかプラスの方向へ行く努力をして、だめな上は廃止すればいいと思います。それまでちょっと頭いろいろ悩ましてもらうて。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 今の条例の各施設、特に3施設は適化法の関係で条例を落とされて、今回上がってきて、あわせて診療施設とかいうのもあわせてされているんですが、今の施設の中で借地になつとることだと思ふんですが、それについて借地料とかいうものを払っておられるのかどうかというのをまず聞かせていただきたいのと、1番の茂田の老人福祉施設の関係で、実態がないということは本当なのかどうか。なぜそういうような、使わなくなったのかどうかわからないんですが、そこらの状況を教えてください。

○杉原委員長 部谷財務部長。

○部谷財務部長 底地なんですけど、鴨のほうについては民地なんですけど、それ以外は市有地で

す。鴨のほうは借地料を払っています。それと1番の施設なんですけど、実は茂田の老人集会所ということで条例にあったんですが、旧君田町時代に補助金を確保するためにちょっと上乘せしなくて介護の施設、その補助の関係もあって、条文にするときにこちらのほうは落としたんですけども、実態なかったんですが、今回落とさせていただくということでございます。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 それ以上は言いません。今、写真をもらっとるところ、今、産廃の関係で不法投棄されとるという格好で、警察とか関係部署にいろいろしょうとということなんですけど、なぜ早目にこういう実態が把握できなかったのか、ここまでの対応ができなかったのかどうか。これは恐らく1、2回でなく、こういうものはかなりの年数でここへ来ておるとしたら、コンクリートの塊とかいうのもあったりするのではないかと。

○杉原委員長 部谷財務部長。

○部谷財務部長 確かにブロイラーにしましても鴨にしましてもスッポンにしましても、本当は実態にあわせて早く検討をしたり、生かす次の方法とかすればよかったですけれども、どうしても適化法の関係があって、今回やっとなら期限が来たというところもあるんですけど、鴨にしてもスッポンにしても国道からすぐなんですけど、ブロイラーは上田町から山道を通っていくところもありまして、1年前は確認してらんです。監視をすればよかったですけれども、行かん間にこういう状況になってしまったということで、教訓として、こういうところこそパトロールが必要だったかなと反省しているところであります。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 ここは照明がそんなにないところなんです、それはわからないんですけど、こんだけの面積を市が抱えていることについてはやはり管理体制が必要だと思いますので。やはり隣の耕作される方も、今日も吉舎のスッポンのところの吉舎支所のところにも時々草を片づけにやいかんということでは、大変迷惑をかけてることもあるんで、今後そういう施設があれば管理をしていただきたいのと、産廃、市があこに持っていきなさいというようなことはないよね。

○杉原委員長 部谷財務部長。

○部谷財務部長 ここでもともと任意の組合が経営されていたんですけども、その中へ、その方が管理していたので、そこへ任せ過ぎたということがあるんですけども、そういった市の関与はございません。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

岡田委員。

○岡田委員 私も澤井さんと同じような意見、要望なんですけれども、今回見せてもらった中で、へんぴなどところにあるのがほとんどなので、不法投棄の場所にもなりやすいということもあって、今みたいに草が生えて、前の方に迷惑ということもあったので、今回はいいとして、今後そういうところはいっぱい残っていると思いますので、住民の方の意見も聞いたり、しっかり不法投棄にならないようにしていただきたい。

○杉原委員長 部谷財務部長。

○部谷財務部長 こういうこともありましたので、財務部長名で管理を徹底することについて、一昨日メールを出したところでございます。今後は、気をつけます。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

山村委員。

○山村委員 吉舎と君田、施設の中にはいろいろ設備がありますので、それも最初のときの建設費で全て整備されているんですか。

○杉原委員長 行政農政課長。

○行政農政課長 君田について当初整備されたのが管理棟、倉庫、養殖棟が2棟というふうになっています。それから吉舎の養魚センターのほうでございますが、養魚センターの業務内容として整備したものは管理棟とボイラー室、ガラスハウス、ビニールハウス、親亀池と養成池、ろか池、沈殿池、蓄養池、作業棟等ということになっていますので、御質問の冷蔵庫等については管理者が設置したものというふうに思われます。

○杉原委員長 山村委員。

○山村委員 そうすると、管理がなり行かんようになった時点でそういうところは撤去してもらうとか作業が必要だったかと思うんですけど、どちらもそのまま置いてあるんですね。その辺の後の管理という部分も市のほうへ入ってきたからには、ちゃんと管理しておられるべきと思うんですが、どうですか。

○杉原委員長 行政農政課長。

○行政農政課長 今議案では条例の廃止とさせていただいておりますが、今後については管理者と協議をしまして、中に置いてあるもの、それから例えば養鶏場でしたら、ふん尿等の処理についても管理者と協議して撤去していただくように協議させていただく中で執行してきたという形です。

○杉原委員長 山村委員。

○山村委員 吉舎のスッポンの養魚場に関しては、管理者、木村さん亡くなられていると思うんです。管理者の名義はそのままになっているんですか。

○杉原委員長 行政農政課長。

○行政農政課長 いずれも直営施設となっています。

○杉原委員長 山村委員。

○山村委員 何にしても閉鎖するにしても、また今後の用途があるにしても、やはり一定の線を保ってないと、例えば、次にというときには今度はまた必要以上に費用がかかると思うので、これからも管理をよろしく願いいたします。

○杉原委員長 直営とはいえ、きのう今日見ても、個人のものばかりが、私物ばかりです。吉舎も漫画からゴルフの道具から、君田か。吉舎ももっと私物、直営にしちゃ、たばこの吸い殻がみんな残つとるといようなことなんで、今ほかの委員も言ってますけど、引き取ってもらって処分していただく。プロイラーも行って見たら、あこ住んどっちゃったような感じで、炊飯器からナンバー付きの自動車なんか残つとりますし、やっぱり撤去、市でやれいうても、莫大かどうかわからん、お金がかかりますわね。プロイラーなんか、そこへ住んどっちゃった人が招き入れて捨てさせ

よったということなんですか、認識としては。

部谷財務部長。

○部谷財務部長 動産といいますか、君田農園もツタというか草というか、ああいうものについては職員もボランティアに行ったりとったりしたりとか、市が勝手にというか市の権限でとったんですが、物があつた場合は勝手にとれないんで、裁判所とのやりとりをする中で相手方に許可をもらってから撤去させてもらったんで、たとえごみであっても、こっちが行って。所有権のあれがあるので、なかなか。そういうことがありますので、すぐに勝手にとるというのはやっぱり難しいんです。今後はそれも含めて対応いたします。

○杉原委員長 了解しました。あこはプロイラーの業者さんが招き入れて産廃捨てさせているんですか。

部谷財務部長。

○部谷財務部長 そこもまだ不明でありまして、そういったことも含めて警察と県のほうとか、今、弁護士さんも話したりして進めております。詳細については今言えないところもあるんです。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

藤井委員。

○藤井委員 施設の有効活用になるようにいろんな知恵を出してくださいということと、あと私物について、どこへ行ってもほぼ私物がいっぱいありましたので、すぐにでも住めるような状況になっているところもありましたし、それ以外に歯科診療所、あそこの中にエックス線のレントゲンかな、そういう機器とか機材がどっちも2台ずつありましたけど、10年、15年以上経過したる機器なんで、古いから再利用とかそんなんも難しいかなと思うんですけど、そういうのは何とかよそへ引き取ってもらえとか、そういったことはあるのかないのか。例えば学校を廃校にしたら、ネットでよく学校の中の教材を販売したりする自治体もあるんで、そういうところでは日々の業務で大変だと思えますけど、そういうのを積極的にやるような体制とかつくって、どんどん進めるような感じにできないもんかなと思ったわけですけど、診療所の設備のことについてお伺いしたい。

○杉原委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 議員がおっしゃいましたとおり医療機器の買い取り業者というのもあるというふうに聞いております。実際になりましたらもう少し詳しく確実に買い取りとかができる業者かどうかということも確認しまして、そういったところも検討してまいりたいと思います。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 引き取ってもらって、廃品回収料がかかるよりは、ただでも引き取ってもらえるような感じで積極的になるべくお金がかからないようにしていただきたい。逆にお金が発生するような感じの働きもしていただければなというふうに思ったので、要望しておきます。

○杉原委員長 要望でございます。ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ないようでございますので、僕から。今回条例廃止して、さっきの答弁じゃと、各課がそのまま管理するというような感じにとれたんですが、鴨なら農政とか、そういう感じなんで

すか。僕、いっそ財務で管財で全部管理をしていただいて、今年1月に玉野市なんか行って、行政改革なんかでいうたらサウンディング調査ということで、この施設もいっばいまとめて市有で使うとらんのを、一般の民間業者とかに使いたい人おらんかとか、誰とも声かけとる。別にそこにすぐ使わせるわけじゃのうて、どういう状況だったら使えるかとかいうのも聞いた上で、入札かけやすい、応募がかかってきやすいような方法で入札出したりして、借り手とか買い手とかを探すのが今どうもはやっとるみたいな、サウンディング調査。高松市とかもやったりしよったんじゃないと思うんですけれど、そういった各部署が1個の施設とかを出すんじゃないのうて、1カ所、管財とかでいろんな廃止になって使わんような施設で、これ要りませんかというてやったほうが僕はいいと思うんです。もちろん全く応募がないような施設もあるし、20個ぐらい出したら10個ぐらいは応募があったみたいなケースもあって、それは安い高いもあるじゃろうけど、大森委員も言うちゃったですけど、金になる、もしくは誰かよそから定住とか仕事しに来るみたいなケースも実際なっとるみたいなんで、そういう一元管理のほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけど。農政だけでやりよったら、農政だけで鴨の施設で要りませんかというより、三次にはこんな施設あるけど、どれかひっかかりませんかみたいなやり方がいいんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

部谷財務部長。

○部谷財務部長 今、組織の内規というか規定では、要は施設があるところは当然その所管で管理をするんですけども、こうして条例から落としたとき普通財産になったときは、次の活用方法が決定するまではもとの所管が管理することになっているんです。といいますのが、例えば、今、一般質問では39あると言うたんですけども、それ以外、実際9足して48施設ぐらいそういう状態のものがあまして、一番苦慮したのは維持管理なんです。草刈ったりとか、どうしても保全をせにゃいけないのです。そおいうのは今管理するところが決まるまではやってもらえるんですが、先ほど委員長言われたような考え方については、管理計画を今立てておまして、そういう施設を持つとる部長と副市長が組織して対策本部をつくっておりますし、その下にワーキングチームをつくって、これは課長レベル、係長レベルなんですけども、そういったところが集まったりして、全体的にどうするんかとか公募してみようかとかそういった中で対応していくので、委員長言われた対応についてはそういった形で全体での取組はしています。

○杉原委員長 そこで僕がこの前一般質問で言うたファシリティマネジメント課として7人ぐらいの課でどんどん推進していくようなほうが、今言うたようにそのまま部署が持つとくとかいうよりもいいんじゃないんですかという質問なんですよね。専門部署を設けてやったほうがいいんじゃないかということで思うんですよ。今の人数で進めていくより。

部谷財務部長。

○部谷財務部長 おっしゃる趣旨はよくよくわかりますが、たちまちの管理が結構大変なところ、草刈りとかいったら委託がせんと、皆すぐ飛んでいって、係員が草刈ったりとか。敷地も広いですし、ちょっとほっといたらすぐ苦情が入りよるんで、そういう方面が一番、そういう対応が実務のところにかかってきよるんで、そういう部分についてはそういうような今言ったようなことでございまして、今の委員長おっしゃったことについては、そういった対応をしていきたいと。

○杉原委員長 今日結論が出る話じゃないので、続いて4月以降にもまたいろいろ御相談なりさせていただければと思います。

ほかにないようでございますので、議案第25号に対する質疑を終結いたします。

財務部並びに農政課並びに健康推進課の皆様、ありがとうございました。

ここで財務部以外の方は一旦退席されますので。ありがとうございました。

それでは、続いて議案第20号、三次市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例(案)についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

部谷財務部長。

○部谷財務部長 では、議案第20号、三次市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例(案)の説明をさせていただきます。

この条例は、明日もそうなんですけれども、市がさまざまな形で契約、例えばパソコンリースとかコピー機のリースとか、そういったものの保守、それから警備の委託ですとか、全て契約をしておりますが、契約をするに当たっては予算がないとその契約はできません。何が困っているかといいますと、4月1日から業務をしてもらおうと思ったら、1つは警備とかを4月1日からしてもらおうと思うと、その前の年に契約しなきゃいけないんです。それを契約するために、あらかじめ翌年度以降の予算を、今は議決を債務負担行為という形でいただいています。その債務負担行為があることによって予算が確保されたことになる、それを根拠に契約しているんですけれども、今回それを、平成16年度に自治法が改定されて、この予算で提起する議決をもらわなくても、一定の慣例といいますか、先ほどのようなものについては条例をすれば債務負担しなくても契約することができますよという法改正が16年にあったんですが、実際には三次市の場合はそのときに、法が改正されたんですが、条例を制定せずに債務負担行為でしようねという手続でやってきておったんですが、時々一般会計とか、かなり詳細に何があるかを調べて予測してしとかにゃいけんよということで、割とひろい上げるんですが、たまに国保ですとか診療所とかそういったところで行為をしていないがために困った場合のときがあったりするときがちょこちょこあるんです。たまにしかないようなものを買いたいとか契約したりする分が、前の年にそれを予測できんかって、議決をいただいとらずに4月1日に契約をしたようにしたりとか、そういうことがあったりしたんで、電気とか電話は法で長期契約できるようになっとるんですが、それ以外のものについて物品とかそういった役務、委託とかを今回条例でさせていただくようお願いする条例であります。

やり方が変わるかというたら、全く変わりません。今までどおり、前の年に入札をしたり見積もりをさせたりと進めていくんですが、ちょっと違いがあるんです。宍戸議員さんから質問があって、議決権を奪うとかってしまうわけなんで、議会の。そういうところはどうなんかねというのがあって、さっき言いましたように、あらかじめ翌年度以降の予算を議決した上で契約するんで、債務負担に基づいてやった契約は予算よりも優先します。契約が債務負担行為になるので、予算にする義務が発生するんです。一回議決されとるわけですから。予算が仮に否決されても、暫定予算の中にはそれは入れてやらなきゃいけないんです。ただ、逆に条例に基づいて契約をしと

って、仮に予算が成立せんかったときには、契約が無効いか解除ですね。ですから、気に入らんかったら予算の否決はできますよという違いがあるということを説明させていただきます。よろしくをお願いします。

○杉原委員長 それでは、議案第20号に対する質疑を願います。

予算が決まってないけど、先に契約をできるようになるという点と、それが例えば議会にわかるタイミングは特にないんですよ。契約をすとか何々すとかいうのはわからん。予算での例えば口で説明とかから、小さい分じゃけ、何のことかわけがわからんようになるということではあるんですよ。

部谷財務部長。

○部谷財務部長 債務負担も全部細かく何々課にコピー機があつて電話機があつてファクスがみたいなそういうのは今もしていませんので、今後もよほど、例えば市長公用車をリースで借りますよとかいうような、議長公用車を借ります、そういうものは予算で説明すると思うんですが、現行どおりの説明になるというふうに思います。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 今、公用車とかそういった分のリースというのがいろいろ費用的に大きいので、そういうのがもしするつとってしまつたら。例えば今回の条例にひっかかる定義の保守の契約とかエレベーターの保守契約とか、そういう一覧みたいな羅列みたいなものはできんもんなんですか、わかりやすく。この間答弁されたときは書いていたんですけど、清掃業であるとか書いていたんですけど、これ以上のものはありませんみたいな、ことを言われたにですが、あつたらわからんと思うんですが。

○杉原委員長 部谷財務部長。

○部谷財務部長 現状ではそういったものを個別にした一覧表は資料として出していないのと、各部署がそういったものをずらつと一覧にしているかという、把握していないんですが、先ほど言いました公用車は例として上げてしまつたんですけど、実際は予算を可決いただいて本年度にするので、まずこういう場ではなかつたですし、市長公用車なんか特に去年議会で説明して予定ですということを一応述べて説明して予算を議決いただいて、そこから執行したというふうにしていきますので。さっき説明しとらんかつたんですけど、そういうものについてはやっぱり予算が成立してからやっています。ただ、コピー機でありますとかいうのは、切れたときに更新したり備品が壊れたりしたときにするんで、この条例にやっていくふうになるんですけど、作成していないので、それを御提供できるかどうかというのはここで即答ができないんですけども。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 今、部長が丁寧に良心的に話していただくと安心できるんですけど、この条例ができることによってそれを、例えば公用車も今のように丁寧に事前に説明してやってますからいいんだけど、それをしなくてもよくなるということですよ。というのは、部長が今丁寧にしゃべっていただいて、僕らも信用してますけど部長が変わられて、条例があるから黙つとつてもいいんじゃないみたいな感じになられると、不安とか困るわけですね。ある程度、この条例を盾にされて、

例えば情報開示しませんでしたということがないような形にしてもらわないといけないんじゃないかというふうに。慣例というかそういうふうになってしまう部分がありまして、その辺は皆さんどう思われますか。

○杉原委員長 部谷財務部長。

○部谷財務部長 債務負担行為というのはなかなか行政でしかやっていないことなので、一般の人は理解できないところがあると思うんですが、例えば昨年度債務負担行為で行政財産の維持管理に要する経費で契約に定める期間、契約に定める額ということで今執行させてもらっています。逆にこれが議決ですから、これに基づいて執行した場合は、逆にそれを今度否決というか、要はだめだと言えるところがないというか、もうそれでこの債務負担を使って、事務機器にしてもかなり高価なものを借りたとして予算をされたんですが、要は予算をしなきゃいけないわけなんです、逆にこの条例に基づいて契約して、その予算がちょっと華美がものがあったりとかいう場合には否決ができるので、削除、そうするとそっちが優先しますので、契約が無効になっちゃうというようなことがあるので、曖昧な債務負担なんで、この曖昧といいながらも議決をいただいているから、これは予算しなきゃいけないんで、逆に今きちっと説明するべきものなのかなということがあるので、中身は契約を執行していない段階で予算の状態で吟味できるということは、今よりはそっちのほうが議会の議決権といいますか、はあるのかなという気がします。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 今のように部長がこの条例を盾に委員会に説明は事前に、逆にそのまましっかりとした明確化、透明性があるような言い方をしてるが、果たしてそれで何の意味があるのか。それとこれをした場合、5年はそれでいける、最初5年という説明があったと思うんですが、そこはもう一回説明を。

○杉原委員長 部谷財務部長。

○部谷財務部長 債務負担なんですが、合併したときにどうするかというのがあったんですけど、車1台ずつ全部ナンバーを入れて、金額を入れてリストを全部、予算書の説明がこれぐらいページがあるような自治体もあったんです。8市町村さまざまだったんです。コピー機とか全部リストにして、本来ならそれがすべきかなというのはあったんですが、それを洗い出す時間もなかったし、把握できるかという、すごく時間がかかって、旧三次等がやられとる分でそっちへ流れてしまったんですけども、現在、債務負担があやふやなものがあるので、逆に予算の中でしっかり説明したほうがまだいいのかなという気はします。期間も言われたように、契約に定める期間ということは、例えば20年でもできるような債務負担なので、条例では年数が制限されているかという、習慣上、要は世間一般的な部分ということがあるので、例えば事務機器とか5年ですし、基本、切っても7年、8年、事務機器はその程度なので、そういうことはこの条文から言えば、ないというふうに思います。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ないようでございますので、これで議案第20号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第26号、三次市土地開発基金条例の一部を改正する条例（案）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

部谷財務部長。

○部谷財務部長 議案第26号の三次市土地開発基金条例の一部を改正する条例（案）でございます。

これは土地開発基金といいますのは、あらかじめ土地、用地を確保しておくというものです。土地を買うにしても、事業をする年に鑑定して予算化して買うのが普通なんですけども、ただ、一番よくあるのが、市道の改良として用地を買っていったら、年度で期間を決めるので、地権者の方が、その地区だけその土地を予算で買うんですが、わし次の年に予定しとるんがあるんで一緒についでに買ってこれとかいうようなこともあるんです。そういうときに当市が全部購入できんかったら工事にも入れんのもあって、本当は全部先に基金で買って工事ができる状態にした上で、工事の執行する年に用地費等の工事費を組むというのが理想なんですけど、そういった形で活用できる基金であります。その基金がこれまでは基準財政需要額に定められた額というふうになっておりました。これは何かといいますと、昭和42年ごろに土地開発基金というのを設置しなさいというのが国のほうから要請とかがあって、そこでつくられた自治体が多かったんですけど、平成3年に。平成3年いいますとバブルは終わったんですけど、まだ余波で税収がかなりあった時代なんです。今では信じられんですけど、地方に必要な交付税よりも税収のほうが多かったんです。元年、2年、3年ぐらいまでは、平成4年まではそういう状態だったので、その年に必要な額よりもたくさん税金が入るものですから、地方へ再算定して配ったんですが、そのときに土地開発基金の人口当たり何円というので基準財政需要額に再算定で加算されて、それを各都道府県の市町村は総額を積みなさいということで積んで、その名残で条文は残ったんですけど、実は合併するときその基金を積み上げていない自治体とか解約とか廃止しちゃったとかいろいろあったんですけど、それ以外はそのまま持ちよられたんです。今回、基金をいろいろ改正することあって、国とか県に確認しましたら、縛りはもうないですよということもあったので、それと県内全部見てもどこも金額に置きかえられてたんで、三次市ぐらいだったんです、もとのままにしたのは。そういうのもあって、実態に合わせるということで。今回、実は基金を活用、崩したいところがあるんで、5億円にさせていただきたい。なぜ5億円かといいますと、今現在基金は、土地も含めて6億5,800万ございます。そのうち現金が2億3,700万で土地が4億2,100万あるんです。先行して土地を買うとる分もあるんで。中には、酒屋の美術館の横の保育所との間のところ、土地開発公社を清算したときに公益基金で買うとる分もあるんです。それと合併したときに清算の期限をきちっとされてないというのもあった部分があるので、今回5,700万円ぐらい崩して土地を買い戻そうと思うんです。そういうことで約6億ぐらいになるんですが、何で6億あるのに5億円にするのかいいますと、土地を買うと鑑定評価しますが、2年、3年持っとくと、国の補助とかもらうためにもう一遍再鑑定しないけんのです、鑑定評価を不動産鑑定士に頼んで。そうしたときに下がる時があるんです。簿価割れする時があったりするんです。そういうのがあり得るということもあって、ちょっと低目の

合計にさせていただきたいという意味で、実際6億あるんじゃけど5億という形の設定をさせていただきたいというものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○杉原委員長 議案第26号に対する質疑を願います。

大森委員。

○大森委員 土地を売買して5億円にのせるというのは、大体何平米ぐらいの土地ですか。

○杉原委員長 部谷財務部長。

○部谷財務部長 今全体で持つとる土地の面積は9万6,700平米程度あります。金額は先ほど言いましたように4億2,100万なんですけれども、予算のときに説明させてもらうんですが、予算決算常任委員会で。何か所か基金のままちょっと共用開始してる部分があるので、今回そういったものを整理して5,700万程度あるんですけども、これについては基金の状態ではなくて、一般会計が買い戻してというふうにしようと思うんですが、それ以外にさっき言いました、酒屋の土地とかが、1万3,903平米、金額が2億3,800万弱が一番大きい。これは一応、基金の中におりまして実際その用地を何かの事業で活用しようとしたときには、一般会計とかがそれを用地費で買い戻します。そうしたときに起債とか補助金を、こうしておくことによって補助対象とか起債対象になるんです。それで買って、土地開発基金にお金を戻します。土地からお金に切りかわる感じです。例えば先ほど三次町のもとの芸陽バスのところを買って、三次町の交番の移転先ということで去年買ってにおいて、今回補正でちょっと買い戻したんですけど、それを年度またぐときに土地で年度を越えて、今年買い戻したので、それが現金に変わるというような感じにはなりません。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

ちょっと聞きます。従来の基準財政需要額の中に算入された土地開発基金額は三次市は何円だったんですか。

○部谷財務部長 今持ってないので、後ほど資料で。

○杉原委員長 了解です。今回5億より上だったか下だったか。さっき、合併する前にそれをルールを守ってない自治体もあった言っちゃったんですけど、今後例えば5億円以上と言っとるけど、切れたけいって、特に何も倫理的な問題だけがあるだけで、この5億円以上とする、守れなくなったとき、下回ったりしたけいって特に罰則も何もないということでもいいんですかということと、土地開発公社はもうないんですか、あるんですか。

部谷財務部長。

○部谷財務部長 まず、先ほど基準財政需要額の話なんですけど、5億よりはるかに多いです。10億に近いぐらい本当はなけりゃいけんかったんですけど、言いましたように、それぞれの市町村のほうも事情があって取り崩したとことか減額しちゃったりとか、元々しとってんないとか、いろいろありました。それと、5億にしとく意味なんですけど、簿価割れしたときに欠損みたいになるんで、ちょっと余裕を持たせたんですけど、仮にもし5億切ったとしたら補填する義務があります。旧土地開発公社の場合も結構、バブルはじけて土地がずっと下落し始めたので、やれ先買い先買い、下支えさせるために地方で先行投資を進めたんですよ。そういう時代に土地開発公社も買うとっち

やったんで、土地開発公社も同じように先行で買って、今度市が買い戻しよったんですけど、結構簿価割れしとったわけです。簿価割れは一般会計のほうでしとったんです。せにゃいけんかっただけ。ただ、今の状態だったら簿価が割れたらやっぱり補填して、その差額は基金へ繰出をしなきゃいけない。

○杉原委員長 5億円より下がった時点で。

○部谷財務部長 今回の条例だったら。5億にしとったら、5億あればいい。5億切ったら戻さなきゃいけん。それと土地開発公社は、そういう基金の役割をもっと大規模な開発、もともとは大学で浮いとお話があってというのが、これがあると、先行取得してあこは造成とかができたんですよ。企業が来て、学校とかが来たときに、そのためにきれいに土地を買ってお金を借りて造成して、あと敷地にした状態まで開発公社がして、土地代と造成の費用を合わせたのを一般会計が買い戻すみたいなことをするのが開発公社だった。そういう大規模なものも想定もされんしということで、工業団地も市が償うということで解散して、あこは二十何億とか土地を持とったんで、ここで2億何ぼ、さっき言ったように基金で買い戻して、残りはゼロになるのをお金を借りずに財調とかで全部処理したんで、よその自治体と比べればかなり優良・優秀だったんですけど、土地開発公社は解散したから、今はないです。

以上です。

○杉原委員長 今もこれで市が一般財産で買い戻すときは、昔じゃと、造成費用も足されたし事務費みたいななんも足されたりして高くなって買いよったけど、事務費とかはもう増額されずに、ただの再鑑定評価額で増減だけで一般会計で買えるような状況いうこと。

○部谷財務部長 そうなるけど、一応買ったときのあれで。ちょっとややこしいんですけど、補助金はそのときの鑑定なので、下がったときはそこまで補助対象にならんですけど、単独の起債事業は、まだ簿価で大丈夫なんです。簿価で買い戻せるんです。

○杉原委員長 わかりました。基準財政需要額に算入された額だけ、またわかったら後で教えてください。

ほかにございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 議案第26号についての質疑を終結いたします。

続いて、議案第27号、三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

部谷財務部長。

○部谷財務部長 27号であります。三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例(案)ですが、先ほどの話の続きになるんです。下水道事業じゃなくて、ここは三次市土地取得会計というものがあるんです。今そこが基金を管理しよるんです。さっき言ったように、公社がなくても売却することは多分もうないだろうということで、よしととったんですけど、ただ今回、土地改良区の関係で土地買ったりとかしとるんです。最近いろいろあつ

て。そこが、アグリが想定されるというようなところへ今から土地を買って造成したらどうかなみたいなどころがあるんです。何でかいうと、375のトンネルを掘り始めるんです、もうちょっとしたら。それを持ってきて、そこへ流用して使いたいんです。そうすると、さっき言ったように土地開発公社が残ったたら、そこで造成ができるんですが、それを解散させてしもうたんで、基金ではできんのです、基金の中で事業が。土地のやりとりだけなんです、補償はいいんですけど。それをやるとしたら、土地取得会計がその機能を持つとるんです、今の三次の会計が。ところが、土地取得会計が何ができると書いてあるところに、用地の取得しかできんように書いてある。それで、今回そこへ、「用地整備を含む」というのをつけ加えさせていただいて残土を、国は持ってきて投げるしかせんのです。だから、それ使おうと思ったら、まき出しいうて、30センチずつまき出ししてから転圧してたたいていかなきゃいけないので。それを土地取得会計で、土地は買うときにお金を借りて、そういう事業債がある、先行取得債があつて、借りて、基金をちょっと借りて造成しといて、今度事業をするときに、一般会計が全部の費用をひっくるめて用地費で買うて、起債が借りれるというようになります。今度、土地で買い取る企業債を返して、土地の基金から借りとるやつも一緒に返してというようなことを考えまして、「用地整備」を入れさせていただきたいということでございます。

○杉原委員長 それでは、議案第27号に対する質疑を願います。

澤井委員。

○澤井委員 事業手法としてこういうふうに考えましたということですが、その事業自体もまだきちとした説明もない中で、先にこういう固定的なものをつくった後、全部終わったときには、それで流れるようになるんで、そこらあたりがちょっと心配なんですよね。

○杉原委員長 部谷財務部長。

○部谷財務部長 これができるようにする条例でありまして、それにつきましては予算化したりとか、今回、来年予算をお願いしとる土地があるんですけども、しっかり予算の中で説明をさせていただいて、御了解をいただいて議決いただいた上で執行をさせていただきます。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 こういう手法でするしかないだろうということで、それは事業をする場合ということでしたんじゃあ、しっかりそこらは事業計画なりを提示、しっかり説明してほしいと思います。

○杉原委員長 部谷財務部長。

○部谷財務部長 先ほど言いましたことができるように条例をできるようにするだけでありまして、するに当たっては予算化が必要でありますので、当然そのときに説明させていただいて、御議決いただいた上で執行であるというふうに思います。よろしくお願いします。

○杉原委員長 土地取得会計、全然ないですわね。これいっぱい出とるんですかね。1億円か。

○部谷財務部長 補正もでございます、今回。買い戻しの。

○杉原委員長 30年度のほうでも。

○部谷財務部長 ちょっと塩漬けになっているところも説明します、予算のほうで。

○杉原委員長 了解です。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、議案第27号を以上で質疑を終結いたします。
財務部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退席)

○杉原委員長 総務常任委員会に付託となりました議案全てが審査終わりましたので、続いて討論、採決のほうに入っていきたいと思っておりますので、総務常任委員会のフォルダのほうへ委員会審査報告書というのが白い分で出とる分の3枚目であると思っておりますので、議案番号順に討論、採決を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず総務常任委員会に付託された議案第20号、三次市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第21号、三次市山の学校設置及び管理条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第22号、三次市運動場設置及び管理条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第22号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第23号、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第24号、三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第25号、三次市公共施設の整理のための関係条例の整理に関する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第25号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第26号、三次市土地開発基金条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第26号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第27号、三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第27号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第28号、三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第28号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

議案第29号、三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第29号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

議案第30号、三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第30号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第34号、指定管理者の指定について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第34号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第35号、指定管理者の指定の変更について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第35号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

議案第36号、過疎地域自立促進計画の変更について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第36号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

それでは、これより委員長報告に記載したほうがよい意見、要望がありましたら、皆さんに伺ってまいりたいと思います。

まず、大森委員、議案第21号、山の学校設置に関してお願いいたします。

○大森委員 この間も申し上げたんですが、山の学校を設置するということは大変すばらしいことだと思います。ただ、これを地元任せ、あなた任せじゃ尻すぼみになって、とことん廃屋になっていく。これが普通なんですよ。したがって、この施設を生かすために努力をしなければいけないと思うんです。したがって、専門員等の常駐も含めて施設の活性化というか、生かすような方向での努力をお願いしたいということが、21号に関してはそうです。

○杉原委員長 専門員の常駐を含めて管理運営をお願いしたい。中身のイベントとかのコーディネーターみたいな専門員ということですね。

○大森委員 春夏秋冬1年通して、いろんなアイデアを出せるような人ですね。

○杉原委員長 ほかに何か御意見。今回多いんで、イメージを。長期継続契約はよろしいですか。澤井委員。

○澤井委員 25号につきましては、廃止なり譲渡なりされるわけなので、維持管理を、先ほども言いましたように、管理体制はしっかり行政として責任持ってやっていただきたいということは入れてもらいたいなど。27号については、先ほど質問したんですが、この条例的にはいいんですが、そういった事業実施の場合は、説明いうものはしっかりとやっていただきたい。関連するかどうかちょっとわからんですけど。

○杉原委員長 事業実施の際は。今言うた土地の買い戻しとかをした後にどんな事業を展開していくかいうような具体をちゃんと示してから土地を買い戻せとかいうこと。

○澤井委員 はい。

○杉原委員長 事業実施の計画をはっきりと説明責任を果たして。

○澤井委員 説明責任を果たしてもらいたい。

○杉原委員長 27号、開発公社の土地を買い戻したりするときに、今言うたアグリパークのことなら、ちゃんとこういうことをする計画じゃけ、土地を買い戻したいんじゃないかいうのははっきり言えということでしょう、目的とか。その土地を残土処分を兼ねながらせにゃいけんけん、事前に土地を買い戻すとかにゃいけんとかいいよる、今言うたようなことをちゃんと見えということよね。

○澤井委員 土地取得、今のように全部計画入れたら、後はもう言えんようになるわね。これはもうしとるんじゃけえということになる。

○杉原委員長 土地根拠を明確に。ちょっと考えます。

○澤井委員 もう一点、21号の山の学校なんですけど、今の指定管理、公募をどのようにされるんかというのがあるんですね。公募するんかどうか、指定公募にするのかようわからんが。

○杉原委員長 公開というかオープンにするか、頼むかもまだ決めてないと言いつたけれども、そこも。澤井さんはプロポーザルとかでちゃんと募集せえということ。

○澤井委員 公平性にかなうように。気になるところでございます。

○杉原委員長 あのときは明確な答弁はせんかったでしょう、聞いたときは。指定管理料とかどうに考えとるんか言うたら、その公募、非公募も含めて未定ですと。どういう提案をしているかも人を常駐させて人件費も発生するんかどうかも未定じゃと言いつちやっつたし、未定未定言いつちやっつたけえね、大体。

○杉原委員長 今は払ってないけど、これからののはわからん。どんな提案を受けるかわからんと言いつちやっつた。ほんじゃけ、澤井さんが言うのは、公平性を持った公募を求めるということ。

○大森委員 逆にそういう専門業者で受けて、そのほうがええいう者もおつたら、それは後々大変なことが起きるんじゃないかという者もおるらしいです。

○杉原委員長 あと大森さんが言いつちやっつたのは、地元ウィズ専門家を1人雇えということ、イメージは。

そうすると、今言うた指定管理料が発生してくるということじゃね、ここの専門家の。これは行政に言うか指定管理者に言うイメージか。表現考えよう。管理者の中にそういうのが入ってほしいということですね。

澤井さんののは今のでいいですね、公募はね。

○大森委員 21号に続いて22号、運動場設置及び管理条例での運動場の芝生化の問題でしょう。

○杉原委員長 稲荷公園と梶敷の公園を災害とかが起きても、すぐきれいに掃除いうか、とったり。今、国からの使用許可をいただいとるだけじゃけ、国の許可をいただいたりせにゃ、すぐ泥をとったりできんのも、三次市の管理物として正式に上げれば、すぐ砂を入れたり泥を取ったりできるための。芝生化とかじゃない。

○大森委員 芝生化のほうはどこいった。

○杉原委員長 芝生化は今回ない。

○大森委員 前の分で通した。

○杉原委員長 芝生化は初日で通した。

○大森委員 次に、さっきの公共施設の整理の、やっぱり鴨の施設、どうしても使えるところは使えるように努力をしてみたいとていうのが、わしは市民に対してのせめてもの行政としてのおわびじゃないかな。

○杉原委員長 使えるところは利活用ね。

○大森委員 こういうふう努力したんじゃが、やっぱり受け手がおらんかったとか、いろいろあ

るでね。

○杉原委員長 ほかに皆さんありますか。気になるようなので言うと、再任用の職員の7等級化については、現役職員のやる気をそがんような運用を願うというのを僕のほうからつけさせていただきます。現役の職員の全体をちゃんと育成を計画的にすること。

ほかにありますか。

(「委員長に任せる」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 以上で、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認めさせていただきました。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

平成31年3月8日

総務常任委員会

委員長 杉 原 利 明